

第3次小田原市環境基本計画（素案）

小田原市環境基本計画（第3次）

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	7
(3) 計画の策定根拠と位置付け	7
(4) 計画期間	9
(5) 環境の範囲	9

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況	11
(1) 位置、人口動態	11
(2) 自然環境	12
(3) 土地利用、交通機関	15
(4) 産業、歴史、文化、景観	17
2 これまでの成果と課題	19
(1) 環境保全の意識の向上と活動	19
(2) 地球温暖化対策の推進	21
(3) 循環型社会の形成	23
(4) 自然環境の保全	25
(5) 生活環境の保全	27
3 環境に対する市民意識	29

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像	33
2 取組の方向性	35
3 計画の体系	38

第4章 望ましい環境像を達成するための取組内容

1 地域循環共生圏の構築（施策1）	42
2 多様な主体の育成・活躍推進（施策2）	45
3 脱炭素（施策3）	47
4 資源循環（施策4）	50
5 自然共生（施策5）	53
6 生活環境保全（施策6）	58

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

- 1 計画策定の経緯
- 2 小田原市環境審議会委員
- 3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）
- 5 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）
- 7 環境保全に関する諸条例
- 8 環境行政に係る個別・関連計画一覧
- 9 主な取組における事業一覧
- 10 用語集

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み

(1) 計画策定の背景

〔これまでの小田原市の環境に対する取組〕

本市の環境行政は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染などの公害対策から始まりました。

その後、平成7（1995）年を本市の「環境元年」とし、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」など、環境関連の諸条例を制定することで、環境施策の体制を整えました。

第1次小田原市環境基本計画（平成10（1998）年3月策定、計画期間：同年4月～平成23（2011）年3月）（以下「第1次環境基本計画」という）においては、これら条例に基づく運用とともに、時代の要請に応じた環境に対する取組を進めてきました。

例えば、ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、分別区分の9分別18品目への変更、指定ごみ袋制の導入や粗大ごみのコール制収集に加え、平成22（2010）年度からは段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進し、燃せるごみの削減に努めてきました。

また、大気汚染対策のため排気ガスを抑えた低公害車の普及促進など、市内事業者と連携した取組を進めてきました。

第2次小田原市環境基本計画（平成23（2011）年12月策定、計画期間：平成23（2011）年度～令和4（2022）年度）（以下「第2次環境基本計画」という）においては、地球温暖化防止などの地球規模の環境課題に対し、これまで以上に、市民、事業者、行政のパートナーシップによる協力体制を築いて取組を進める必要がありました。

特に、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギーの地域自給の取組を進めてきました。

また、森里川海オールインワンの環境を有する本市の豊かな自然環境を保全するため、多様な主体との連携による環境活動の推進を図り、市民力を高めてきました。

〔環境を取り巻く社会情勢の変化〕

第2次環境基本計画を改定した平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までにおける、世界・国及び本市の主な動向は次のとおりです。

○世界・国の主な動向

◆持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにて、世界共通の開発目標としてSDGsが掲げられました。持続可能な社会の実現のための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すという特徴を持っています。



17の目標を分野別（経済圏、社会圏、生物圏）にみると、下図のとおりとなっており、環境に係る生物圏が、全体を広く支える基盤となっています。



◆国による第五次環境基本計画の策定（平成 30（2018）年 4 月）

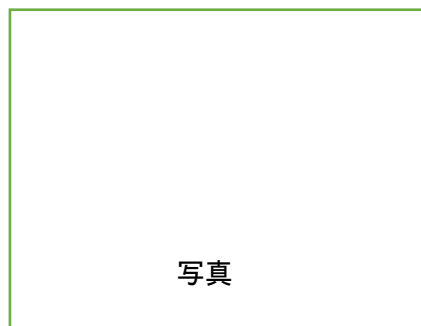
環境政策が果たすべき役割として、あらゆる観点からのイノベーションの創出と、経済・社会的課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されるという「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしています。

◆地球温暖化防止のため脱炭素社会の実現

令和 2（2020）年 10 月に、国は 2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、また、令和 3（2021）年 4 月には、2030 年に温室効果ガス排出量を 2013 年比で 46%削減することが表明され、2050 年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロとする脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現を目指すこととされました。

また、令和 4（2022）年 4 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域による脱炭素化促進のための事業などが追加されたことにより、地域による脱炭素化を加速する取組が進められています。



写真

◆海洋プラスチックごみの問題

プラスチック製の容器や包装類、ペットボトルなどが適切に処分されなかったり、ポイ捨てされたりすることで、街中や山林から河川を通じ海へ流され、海洋プラスチックごみとなり、海の環境や生態系に影響を与えることが懸念され、地球規模の問題となっています。

プラスチックの使い方・捨て方について考えていく必要があります、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用削減などの取組が進められています。

国では、ポイ捨て撲滅を徹底したうえで、 unnecessary ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国展開するキャンペーン、「プラスチック・スマート」を実施しています。



プラスチック・スマート ロゴマーク

○小田原市の主な動向

◆地域循環共生圏づくりプラットフォーム団体に選定（令和元（2019）年5月）

環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」の活動団体に選定され、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の2年間支援を受け、自然環境の保全・再生活動に必要な人や資金を、地域エネルギー事業を介して循環させる仕組みの構築に向け取り組みました。

◆SDGs 未来都市、モデル地域に選定（令和元（2019）年7月）

これまでの本市の取組と未来への道筋が評価され、令和元（2019）年7月に国の「SDGs 未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」に選定され、SDGsの推進に向けて、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組やSDGsの理念に賛同した企業、大学、法人等の「おだわらSDGs パートナー」と協力した取組によって、様々な課題解決を進めています。

◆2050年ゼロカーボンシティを表明（令和元（2019）年11月）

国や神奈川県内の自治体に先駆けて、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を表明し、地球温暖化防止のため、脱炭素社会実現に向けた取組を加速させていくこととしました。

◆「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」(令和2(2020)年10月)

もはや「気候危機」と呼ぶべき事態となった気候変動に対し、令和2(2020)年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議長、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で、ワンチーム宣言を行いました。



写真

◆県西地域2市8町プラスチックごみゼロ共同宣言(令和4(2022)年2月)

神奈川県の県西地域2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で、海洋プラスチックごみ問題に地域全体で取り組むため、令和4(2022)年2月22日に「県西地域2市8町プラスチックごみゼロ共同宣言」を行いました。



写真

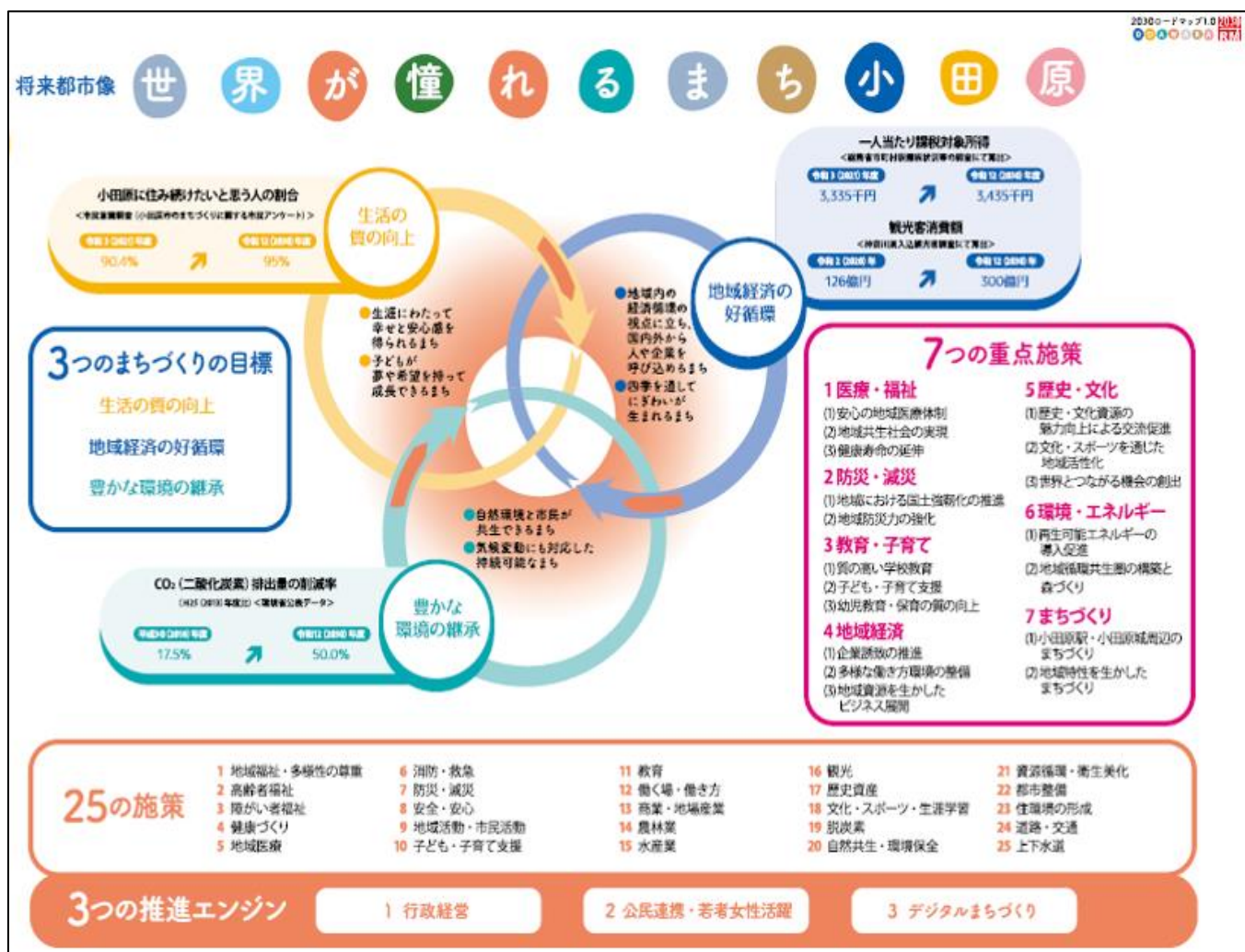
この宣言により、プラスチックごみ削減に向け、意識啓発のための情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などを連携して実施していきます。

【今後の小田原市全体の取組】

世界中の人が行ってみたい、住んでみたいと憧れ、全ての市民が安心して快適に暮らし続けることができる「世界が憧れるまち“小田原”」を2030年に目指す小田原の姿、将来都市像に掲げ、その実現に向けた「第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」（以下「第6次総合計画」という。）」を令和4（2022）年3月に策定しました。

この将来都市像実現に向け、SDGsの視点も踏まえつつ、「生活の質の向上」「地域経済の好循環」「豊かな環境の継承」の3つのまちづくりの目標を定めています。

「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の両輪を、まちづくりの推進エンジンである「行政経営」、「公民連携・若者女性活躍」、「デジタルまちづくり」によって、持続的に回していくものとしています。



第6次総合計画 「2030 ロードマップ 1.0」 より

基本構想において、「豊かな環境の継承」については、「自然環境と市民が共生できるまち」「気候変動にも対応した持続可能なまち」を2030年の目指す姿としており、実行計画のなかで、環境分野については、重点施策として「6 環境・エネルギー」を、施策として「19 脱炭素」「20 自然共生・環境保全」「21 資源循環・衛生美化」を位置付けています。

(2) 計画の目的

これまでの環境に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」や、まちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の実現に向けて、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「第3次小田原市環境基本計画（以下「第3次環境基本計画」という。）」を策定するものです。

なお、第2次環境基本計画の計画終了期間は令和4年度となっていますが、第6次総合計画との整合を図るため、第3次環境基本計画を令和4年度から開始することとします。

(3) 計画の策定根拠と位置付け

〔計画の策定根拠〕

第3次環境基本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されるものです。

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（抜粋）

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（環境基本計画）

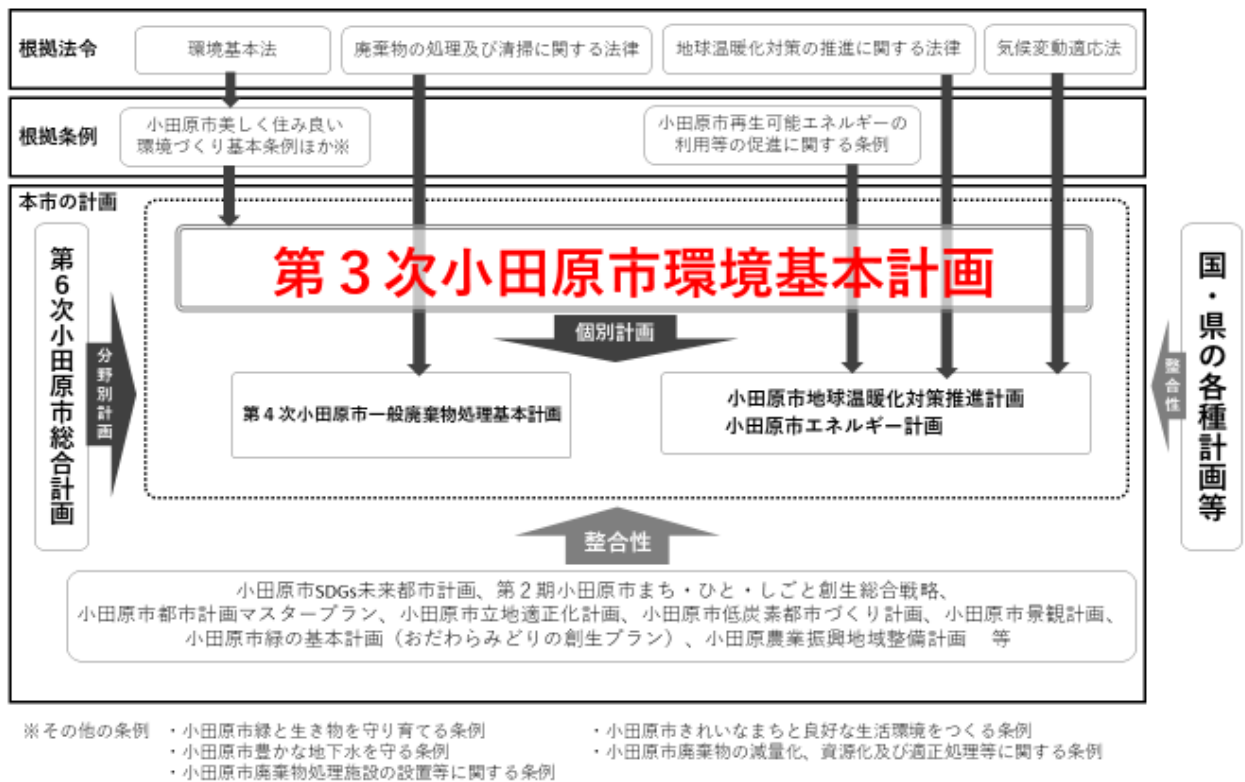
第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

【計画の位置付け】

第3次環境基本計画は、第6次総合計画の環境分野における個別計画として位置付けています。

また、第3次環境基本計画の個別計画として、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画と小田原市地球温暖化防止対策計画・小田原市エネルギー計画を位置付けています。

このほか、小田原市SDGs未来都市計画や小田原市緑の基本計画など、市のまちづくりに関する諸計画や国・県の各種計画と整合を図っています。

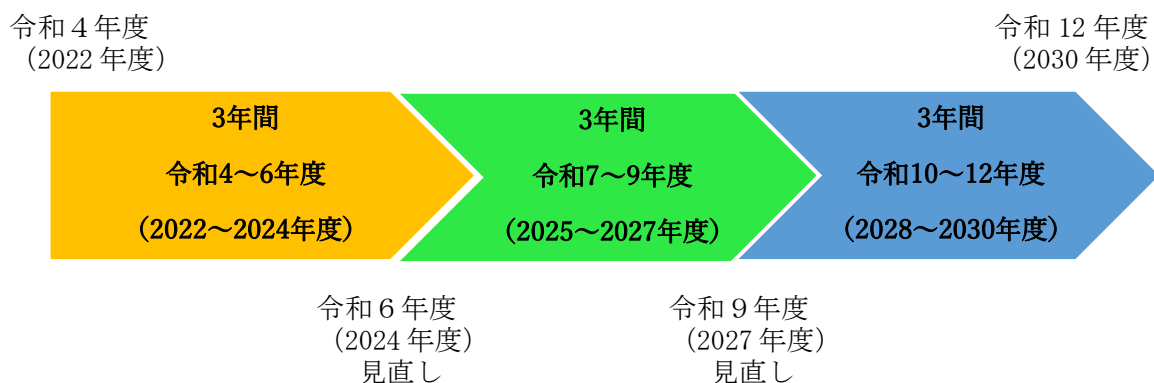


計画の関係の図

(4) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。

また、9年間の計画期間のうち、第6次総合計画の実行計画の期間にあわせ、令和6（2024）年度及び令和9（2027）年度に見直しをすることとします。

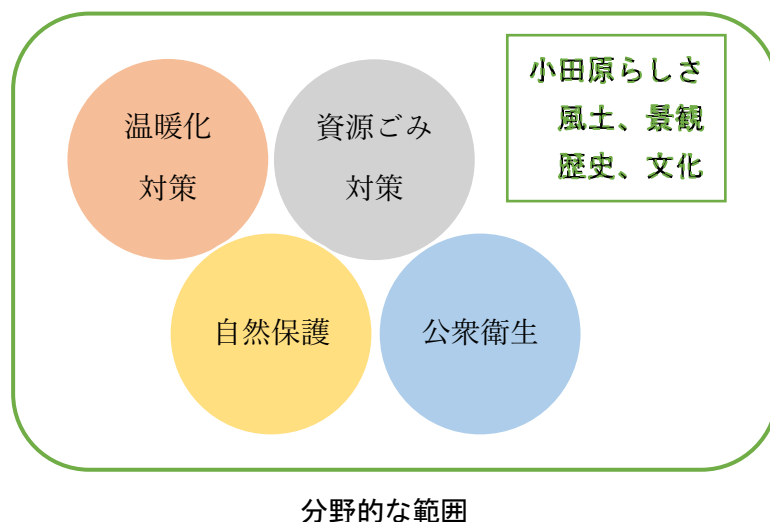


(5) 環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲については、分野的な範囲と空間的な範囲をあわせた範囲とします。

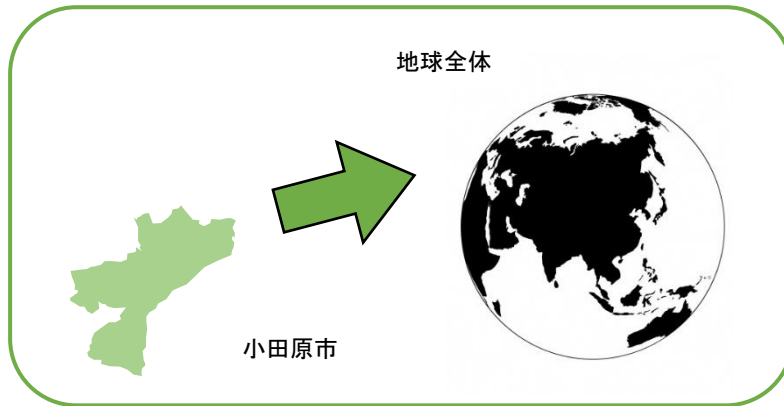
〔分野的な範囲〕

温暖化対策、資源ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生などの範囲から、小田原の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めた範囲を、分野的な範囲とします。



〔空間的な範囲〕

市内の地域的な環境要素（ミクروسケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクروسケール）までの範囲を、空間的な範囲とします。



空間的な範囲

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況

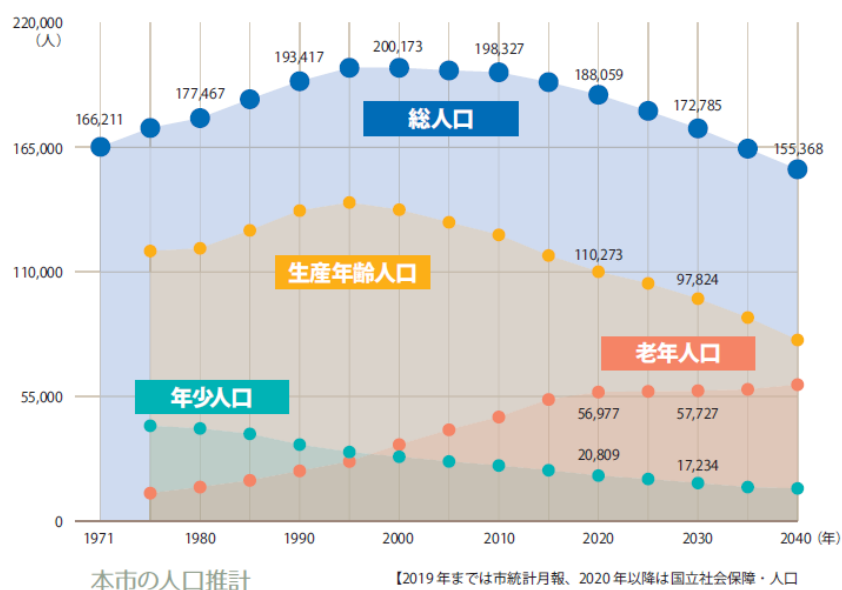
(1) 位置、人口動態

【位置】

本市は神奈川県の南西部、東京都心部から南西へ約70kmの距離に位置します。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積は県全体の4.7%に当たる113.60km² (11,360ha)で、横浜市・相模原市・川崎市に次いで県内4番目の広さを有しています。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接しています。

【人口動態】

本市の総人口は、全国的な人口動向と同様に、平成11年(1999年)の200,692人(各年10月1日比較)をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による令和12年(2030年)の推計人口は17.3万人となっており、2015年から2045年にかけての年齢(3区分)別人口構成の推計は、老年人口(65歳以上)が9.8%増加する一方で、生産年齢人口(15歳～64歳)は36.8%減少、年少人口(0歳～14歳)は38.7%減少するとされています。また、本市の外国籍住民については令和2年では2,584人となっており、平成28年から令和2年までの直近の5年間で728人増と増加傾向にあります。



第6次総合計画「2030ロードマップ1.0」人口シナリオより

(2) 自然環境

〔小田原市の特徴 ～ひとつらなりとなった森里川海と街～〕

本市は相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は、摂氏 16 度程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあります。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間 2,000 mm 程度の降水量があります。

首都圏でありながら、コンパクトに、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境があり、その恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っているといえます。(平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度までに本市が実施した自然環境調査による)

◆森 (もり)

箱根の標高 1,000m 級の高山から連なる市西部の山地に「森」があります。

箱根山地や曾我丘陵には、広大なスギ・ヒノキの人工林や二次林、ミカン畑、部分的には常緑広葉樹や落葉広葉樹の自然度の高い樹林地が残されています。



特に片浦地区や久野地区には多くの動植物が存在する貴重な森林環境が保たれています。

しかし、林業を取り巻く経済情勢が厳しいことから、林業の生産活動が停滞し、人工林の間伐等の手入れが不足することが懸念されます。

手入れが不足した人工林は生態系を単純化させ、水分を貯えるかん養機能の低下にもつながります。

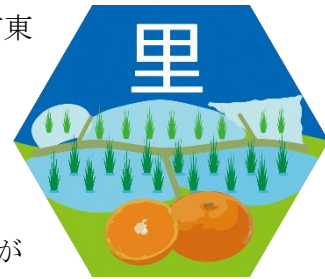
間伐や保育等の手入れは繰り返しての対応が必要となることから、適正な保育管理が重要な課題となっているとともに、林齢の高い森林の比率が高まっていることから、適切に木材の利用を図りつつ、森林の持つ多面的機能を十分発揮できるよう、健全な森林の管理育成を図ることが重要です。

◆里（さと）

水田や丘陵、梅やみかんの果樹園が広がる「里」は市東部に多く、ここ 40 年ほどで最も変化の大きい環境です。

農業や人の生活の営みと共にあり、原風景が見られる場所でもあるため、残していきたい資源の一つです。

都市化に伴う開発などにより、野猿やシカ、イノシシが人里に出没し、農作物や市民生活に被害を与えています。また、外来生物のハクビシンやアライグマの生息が確認され、生物相の変化が懸念されています。



◆川（かわ）

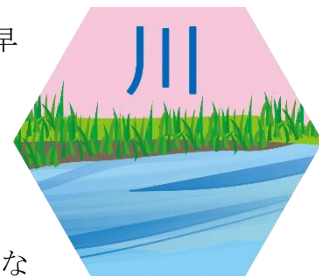
市のほぼ中央を流れる二級河川の酒匂川をはじめ、早川、森戸川など豊富な水系を有しています。

河川はその周りに砂地や草地など様々な環境を生みます。市内で完結する川や、水田には多くの用水路などもあり、市内のいたる所にある水辺は、鳥、魚、昆虫などの大切な住みかです。

酒匂川は関東有数の鮎釣り場であり、河岸にはサイクリングコースや酒匂川スポーツ広場、河口はマリンスポーツなどを楽しむ人で賑わうなど、市民のレクリエーションの場として活用されています。

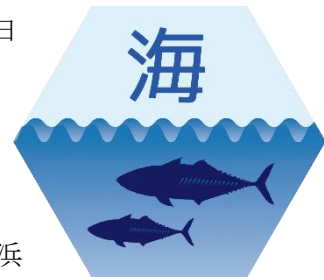
さらに、酒匂川による沖積平野は、豊富な地下水に恵まれ、自噴井戸地域も見られます。この豊かで良質な地下水は、市民の飲料水及び工業用水に利用されています。

一方、酒匂川上流部におけるダムの建設と各河川の砂防工事の整備に伴う河川からの土砂流入の減少などにより、海岸が侵食されています。砂浜の後退と消失は、自然景観や親水空間を喪失させたり、海岸構造物に影響を与えたりするだけでなく、後背地に津波や高潮の被害をもたらす恐れもあります。



◆海（うみ）

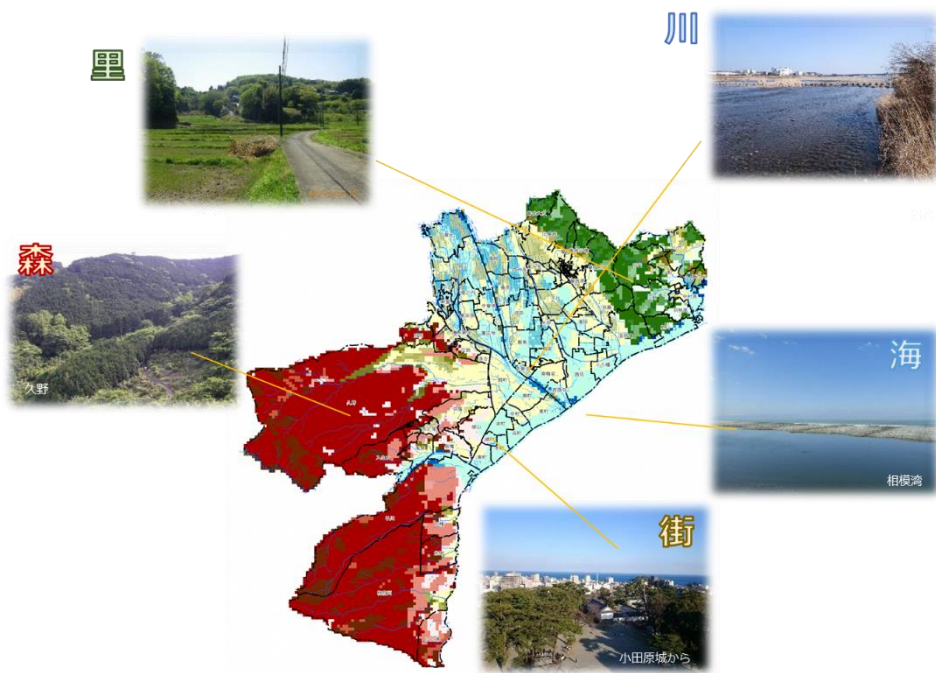
海岸から約10kmで水深1,000mに達する相模湾は、日本三大深湾の一つです。多くの魚種が集まりやすく、地形を生かした定置網漁業が有名です。市内に4つの漁港があり、新鮮な魚介類が小田原漁港を中心に水揚げされています。延長約22kmの海岸線を有し、御幸の浜や江之浦海岸が海水浴場として利用されています。



また、海岸に面した砂浜は貴重な自然で、砂浜特有の植物が自生しています。

◆街（まち）

住宅街や小田原駅周辺にも多数の巨樹・巨木があることや、たくさんの神社や寺院があることで、街中にも緑が点在していることが特徴です。身近な自然は、人にとっても生き物にとってもいいこの場となっています。

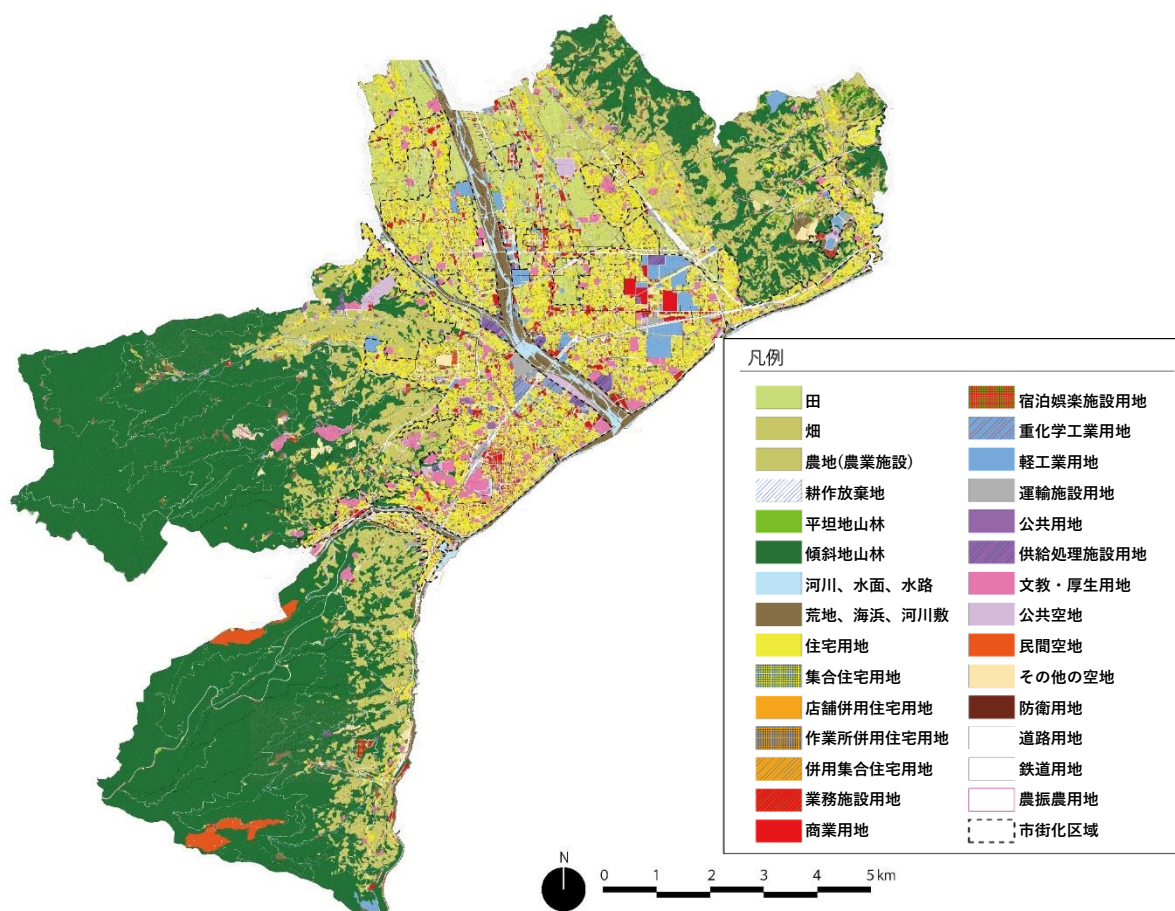


小田原市 森・里・川・海と街の分布

(3) 土地利用、交通機関

〔土地利用〕

市域の東部に大磯丘陵、西部に箱根外輪山の東斜面が広がる本市では、市域全体の約4割が山林となっています。また、中央平野部の北部を中心に広がる農地は、市域全体の約2割を占めています。住宅用地や業務・商業用地、工業用地等の都市的土地利用は、相模湾に近い足柄平野の南部を中心に広がっており、市街化区域の約9割を占めています。



土地利用現況図

〔交通機関〕

本市には、東西方向に国道 1 号や国道 135 号、小田原厚木道路、西湘バイパスなど、南北方向に国道 255 号や県道 74 号などの道路が整備されています。

鉄道は、JR 東海道本線・JR 東海道新幹線・JR 御殿場線・小田急小田原線・箱根登山線・伊豆箱根鉄道大雄山線の 6 路線が乗り入れており、市内に 18 の鉄道駅を有しています。特に大正 9（1920）年に開設された小田原駅は、現在、JR 御殿場線を除く 5 路線が乗り入れ、県西部の中心となるターミナル駅となっています。

路線バスは、小田原駅などを起点とする路線を中心に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急湘南バス・神奈川中央交通の 4 社が運行しています。

(4) 産業、歴史、文化、景観

〔産業〕

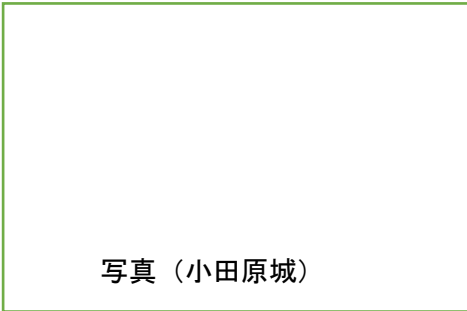
本市の産業種別の特徴として、県内他市町村に比べ、水産加工業や木工業などの伝統産業に類する製造業、宿泊業・飲食サービス業の割合が比較的高い点が挙げられます。

〔歴史〕

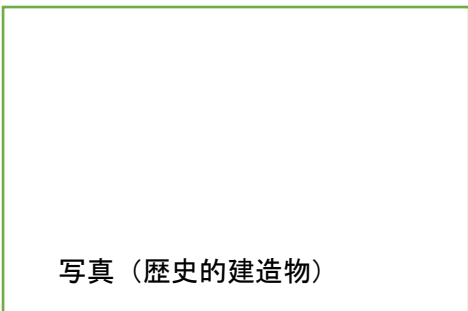
神奈川県西部に位置する本市は、温暖な気候と天下の険として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川などからなる変化に富んだ風光明媚な自然、小田原城跡をはじめとする由緒ある豊かな歴史的資源に恵まれた地域です。

鎌倉時代後期には、東海道の宿場町として、また戦国期以降は城下町として、人・ものが行き交う交通の要衝として賑わいを見せました。

明治後期から大正・昭和初期にかけては、別荘地・保養地としても注目を集め、明治の元勳である山縣有朋、三井物産創始者の益田孝、近代を代表する詩人の北原白秋など多くの政財界人や文化人たちが別邸などを構えた歴史があり、現在も板橋周辺地区には多くの別邸が現存しています。



写真（小田原城）

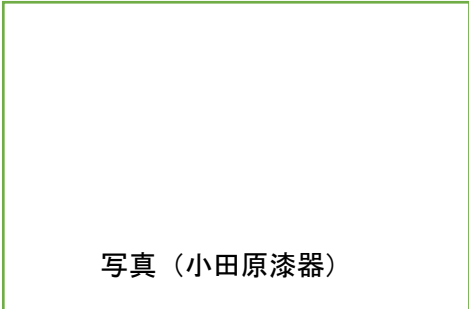


写真（歴史的建造物）

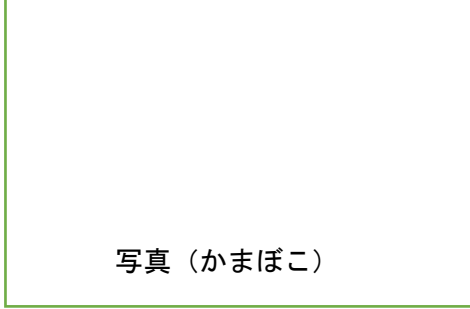
〔文化〕

戦国期の北条時代から江戸時代にかけては、優れた職人技術と豊かな自然の恵みが融合し、蒲鉾^{かまぼこ}や干物などの水産加工業や梅干しなどの農産加工業、小田原漆器をはじめとする木工業といった小田原固有の文化の源泉となる伝統産業が発達しました。

また、自然環境豊かで温暖な気候により、明治の邸園文化が開花し、小田原三大茶人（益田孝、野崎廣太、松永安左エ門）をはじめ、茶道文化も盛んになっています。



写真（小田原漆器）



写真（かまぼこ）

〔景観〕

恵まれた自然環境や歴史的な基盤のうえに、鉄道の結節点という交通の利便性などを背景として、市街化や工場の立地などが進み、神奈川県西部地域の中核都市として発展してきました。

このような自然風土や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されています。

田園や丘陵地、山並みなどが織りなす自然的な景観と、足柄平野に広がる商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観により、小田原の景観が形成されています。



写真（自然景観）

2 これまでの成果と課題

第2次環境基本計画における5つの目標ごとの「これまでの主な取組と成果」、「成果を示す値（成果指標）」、「今後の課題」は次のとおりです。（第2次環境基本計画 総括評価報告書より抜粋）

それぞれの課題について、第3次環境基本計画の取組に反映し、解決を図っていきます。

(1) 環境保全の意識の向上と活動

【これまでの主な取組と成果】

参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指すため、「環境情報の共有と環境保全意識の向上」及び「環境の保全・再生活動の促進」を柱にして施策に取り組みました。

「環境情報の共有と環境保全意識の向上」では、様々な主体と連携・協働した出前講座の実施など継続的な環境学習の機会の提供や、メールニュースによる環境イベント情報等の定期的な配信、地球環境保全協定企業との情報交換などを行いました。

「環境の保全・再生活動の促進」では、市民・事業者・市のパートナーシップの構築を進め、市民団体と協働した生ごみの堆肥化事業や環境再生プロジェクトの実施などを後押しし、環境活動に対する市民や事業者の主体的な参画を促しました。

さらに、環境活動団体や地域などの連携・協働を一層促進していくためのプラットフォーム組織として、平成27年度に「おだわら環境志民ネットワーク」が設立され、当団体が核となって、森里川海それぞれの分野で活動する環境活動団体の情報や活動などの共有・連携が開始されました。

このような取組により、活動する主体が互いに連携し協力出来る体制（プラットフォーム組織）が整備され、多様な主体が参加し活動しやすい土壌が生まれ、環境活動の促進において一定の成果があったものと考えられます。

(写真)

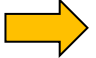



(写真)

〔成果指標〕





「各種環境啓発イベントへの参加団体数」や「環境団体が主催する活動数」、「環境保全活動団体数」は目標値を達成しましたが、「環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数」は目標値に達していません。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施出来なかったものや、これまでフィールドで行っていた講座等をオンライン等による開催としたものは含まれないためと考えられます。

環境情報の共有と環境保全意識の向上

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
各種環境啓発イベントへの参加団体数 (団体)	27 団体	 47 団体	35 団体	
環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数 (回)	12 回	 9 回	25 回	

環境の保全・再生活動の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
環境団体が主催する活動数 (回)	610 回	 739 回	730 回	
環境保全活動団体数 (団体)	126 団体	 164 団体	150 団体	

〔今後の課題〕

プラットフォーム組織の機能強化を図り、多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、地域循環共生圏の考え方を取り入れながら、様々な環境分野において人や資金が循環する仕組みを構築していく必要があります。

(2) 地球温暖化対策の推進

〔これまでの主な取組と成果〕

低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指すため、「地球温暖化対策の推進」を柱にして施策に取り組みました。

「地球温暖化対策の推進」に向けて、温室効果ガスを大幅に削減するため、日常生活における環境配慮行動を促す省エネ研修や家庭向けの設備導入補助、企業向けの情報提供、公民連携による低公害車の普及促進などに取り組みました。

さらに、2011年の東日本大震災以降、「エネルギーの地域自給による持続可能なまち」の実現に向けて、エネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、地域のエネルギー政策の基本理念等を定めた「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定しました。

その後、小田原市エネルギー計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー事業の創出、地域新電力との連携、蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントの高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたエネルギーマネジメント事業や、地域マイクログリッド構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再生可能エネルギーの大量導入に向けた基盤となる公民連携の継続的かつ段階的な拡大へ資する成果があげられたと考えられます。

(写真)


(写真)

〔成果指標〕

「市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量」について、平成2年度と比較し、869.2千t（25%削減）を目標値としていましたが、平成30年度は、972千t（16.13%削減）となっており、目標値には達していません。

達成しなかった要因としては、地球温暖化対策のうち、主に再生可能エネルギー導入や省エネルギー行動が進まなかったことなどが考えられます。なお、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が最も目標に遠い状況にあります。

地球温暖化対策の推進

成果指標 (単位)	平成2年度 (基準値)	平成30年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	達成度合
市全体の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (千t)	1,159.0千t	972.0千t (対平成2年度比 16.13%削減)	869.2千t (対平成2年度 比25%削減)	

〔今後の課題〕

低炭素社会から脱炭素社会への移行、「カーボンニュートラル」に向けた社会全体の変革が求められており、本市においても「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことから、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用の仕組みづくり、ライフスタイルの転換などの取組を加速していく必要があります。

(3) 循環型社会の形成

〔これまでの主な取組と成果〕

循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指すため、「物質循環と資源化の促進」を柱にして施策に向けて取り組みました。

「物質循環と資源化の促進」に向けて、5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組を進めるため、ごみの分別（9分類）の徹底、生ごみ堆肥化の推進などを実施しました。

特に、生ごみの堆肥化については、段ボールコンポストを活用した堆肥化を市民団体と協働で推進しており、環境配慮意識の醸成も含め、燃せるごみの減量化を促進しました。

また、令和2年には、より一層のごみの減量化・資源化や適正なごみ処理を推進するため、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

さらに、新たな環境課題として、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロスの増加が注目されており、これらの課題に対しても、市民や事業者に対し、関心を持ってできるだけ環境負荷の少ない行動を選択するための意識啓発などに取り組みました。

これらの取組により、環境負荷の少ない、循環型社会の形成に向けた一定の成果があったと考えられます。

(写真)





(写真)

【成果指標】

「ごみの総排出量」は目標値を達成している一方、「ごみのリサイクル率（資源化率）」は目標値に達していません。

「ごみのリサイクル率（資源化率）」が目標値に達成しなかった要因としては、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などが考えられます。

物質循環と資源化の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
ごみの総排出量 (t)	75,878 t 	66,861 t	73,000 t	
ごみのリサイクル率 (資源化率) (%)	27.2% 	24.3%	33.0%	

【今後の課題】

5 R の更なる推進とともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方を取り入れながら、資源が循環する仕組みづくりが必要です。

また、身近な行政サービスであるごみの収集については、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を駆使した取組に着手していく必要があります。

あわせて、適正なごみの処理を継続していくため、老朽化した廃棄物処理施設の今後のあり方について、運用方法も含めた施設整備の検討を開始する必要があります。検討する際には、ごみの処理に要する経費やエネルギーを抑えるとともに、焼却時に排出される二酸化炭素排出の削減についても考慮する必要があります。

(4) 自然環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じることができるまちを目指すため、「生態系の保全」、「緑の保全・創出と活用」、「自然とふれあう場の創出」を柱にして施策に取り組みました。

「生態系の保全」では、市の鳥（コアジサシ）や市の魚（メダカ）の保護事業、酒匂川水系保全に資するイベントや自然観察会などを開催しました。

「緑の保全・創出と活用」では、適切な森林整備を進めるとともに、里地里山の再生事業への支援や、農地の持つ多面的機能の保全・活用として農産物の地産地消や特産品の開発、農業経営の基盤強化を図りました。

また、市街地における緑の保全と創出に向け、公民連携による公園の管理等や保存樹・保存樹林の指定と奨励金の交付を実施しました。

「自然とふれあう場の創出」では、恵まれた水辺環境を保全・再生するため、河川における多自然水路の整備や自治会が一斉に取り組む「クリーンさかわ」を実施しました。

これらの取組により、市民アンケート結果によると、約9割の市民が小田原の身の回りの自然環境に満足しており、豊かな自然を身近に感じることができていると考えられます。

(P. 30 市民アンケートの結果 ◆自然環境についての満足度 より)





(写真)

(写真)

〔成果指標〕

「コアジサシ飛来確認数」や「海岸でのごみ収集量」については、目標値を達成していますが、「有害鳥獣苦情件数」や「親水・環境護岸の整備延長の延伸」については、目標に達していません。

生態系の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
コアジサシ飛来確認数 (羽)	20 羽	 100 羽	100 羽	
有害鳥獣苦情件数 (件)	143 件	 474 件	130 件	





緑の保全・創出と活用

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	目標値	達成度合
緑地面積 (ha) ※ 1	4,250ha	算定無し (平成 27 年度) 4,494.3ha	(平成 27 年度) 4,250.3ha	—
小田原市森林整備面積 (ha) ※ 2	(平成 23 年度か ら 25 年度の平均) 150ha	162.70ha	(令和 2 年度から 4 年度の平均) 150ha	—

※ 1 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画（計画期間：平成 8 年度～27 年度）による為平成 27 年度の計画期間終了に伴い実績把握を終了、本数値の算定も終了しています。

※ 2 実績値は、県の「森林資源調査」に用いる事業面積。

自然とふれあう場の創出

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
親水・環境護岸の整備 延長の延伸 (m)	11,298.9m	 11,654.1m	11,700m	
海岸でのごみ収集量 (t)	82 t	 50 t	減少	

【今後の課題】

増加傾向にある有害鳥獣被害や外来生物の侵入等が課題となっています。

これらは、生態系全体の一部の問題であり、市域の取組だけで解決することが難しい状況のため、近隣市町村や国・県との連携を図り、被害拡大防止のための広域的な対策が必要です。

また、獣害対策として、例えば、くくりわなの技術を普及しイノシシやシカの捕獲を実践する市民活動が始まっています。わな猟そのものを自然体験のコンテンツとして仕立て、都市部の住民の参加も促すといった仕組みが試行され、課題だったものに価値を見出し、人と資金の循環を生み出す取組が始まっています。

このように、小田原の豊かな自然環境を守り育てていきながら、様々なまちづくりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

(5) 生活環境の保全

〔これまでの主な取組と成果〕

生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指すため、「快適な生活環境の保全」及び「環境汚染の防止」を柱にして施策に取り組みました。

「快適な生活環境の保全」では、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすための意識啓発事業、自治会やボランティアによる美化清掃を推進しました。

「環境汚染の防止」では、騒音等の苦情があった場合の迅速な改善指導や自家用車から公共交通機関への交通行動の転換の促進、低公害車の普及を実施しました。また、大気・水質・土壌・騒音などの環境監視を継続して実施しました。

これらの取組により、成果指標はすべて目標を達成しており、良好な生活環境が維持できていると考えられます。



(写真)

(写真)









〔成果指標〕

「不法投棄及び産卵ごみの撤去量」、「大気に関する環境基準達成率(一般環境)」、「河川BOD環境基準達成率」、「自動車騒音環境基準達成率」や「生活環境に対する苦情件数」について、すべて目標値を達成しています。

快適な生活環境の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
不法投棄及び散乱ご みの撤去量 (t)	26.98 t	 6.63 t	25.00 t	

環境汚染の防止

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
大気に関する環境基準達成率（一般環境）（%）	100.0%	 100.0%	維持	
河川 BOD 環境基準達成率（%）	81.0%	 100.0%	増加	
自動車騒音環境基準達成率（%）	99.1%	 100.0%	100.0%	
生活環境に対する苦情件数（件）	107 件	 58 件	減少	

【今後の課題】

市民の環境美化意識をさらに高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努める必要があります。また、環境汚染の防止については、被害が拡大する前の初期段階での対応が極めて重要であることから、各指標や環境変化など日常的に注視していく必要があります。

3 環境に対する市民意識

第6次総合計画を策定するにあたり、本市施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識の把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

〔市民アンケートの概要〕

- ◆対象 住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民の中から無作為で抽出された3,000人
- ◆期間 令和3（2021）年5月25日（火）から6月9日（水）まで
- ◆方法 郵送配布、郵送及びオンラインによる回収
- ◆回収結果

配布数	回収数			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000人	1,646人	1,265人	381人	54.9%

〔市民アンケートの結果〕

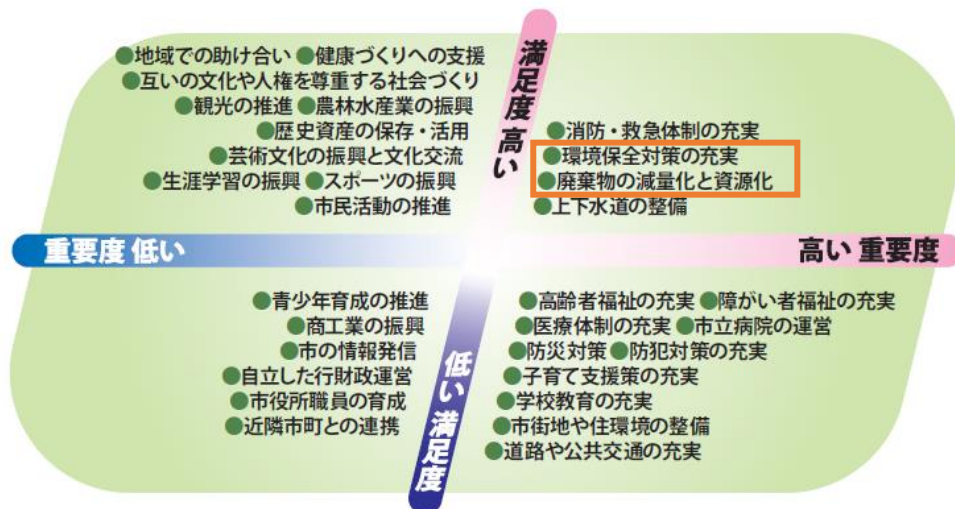
◆施策に対する満足度と重要度

市の施策30項目に対する重要度・満足度は次のとおりです。

環境に関する施策である「環境保全対策の充実」と「廃棄物の減量化と資源化」は、満足度・重要度ともに高くなっています。

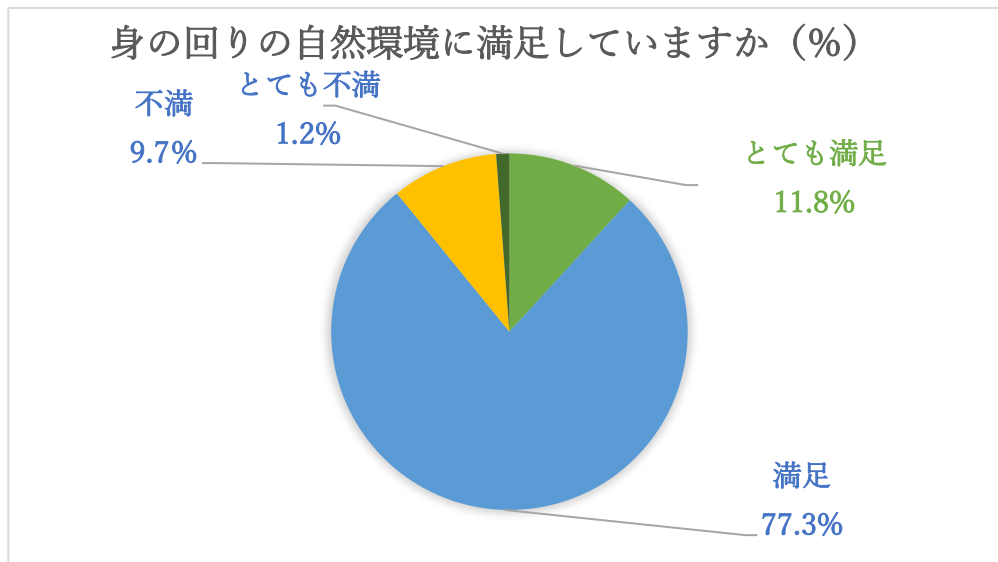
一方、重要度が高いが、満足度が低い項目として、「高齢者福祉の充実」「防災対策」「市街地や住環境の整備」などが挙げられています。

●施策30項目に対する満足度・重要度

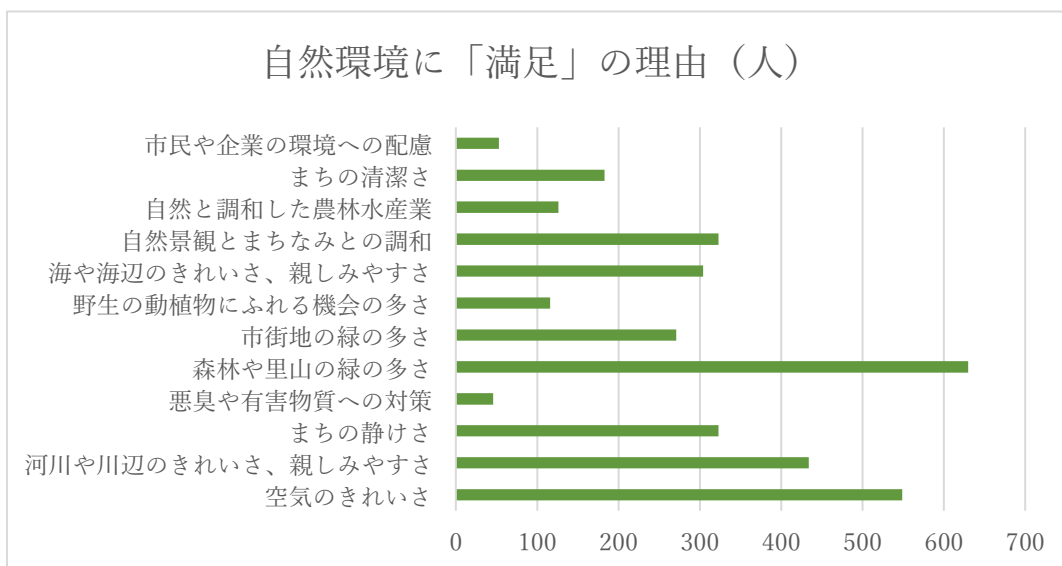


◆自然環境についての満足度とその理由

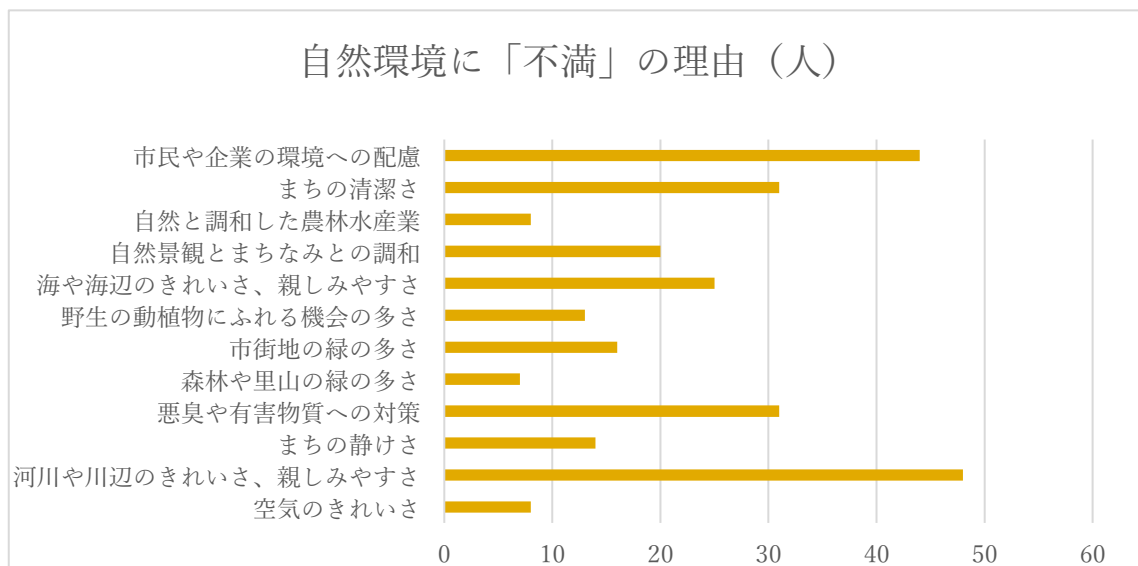
「身の回りの自然環境に満足していますか」については、「とても満足」11.8%、「満足」77.3%で、約9割が自然環境について満足しています。



満足の理由として、「森林や里山の緑の多さ」と「空気のきれいさ」を選んだ人が多くなっています。



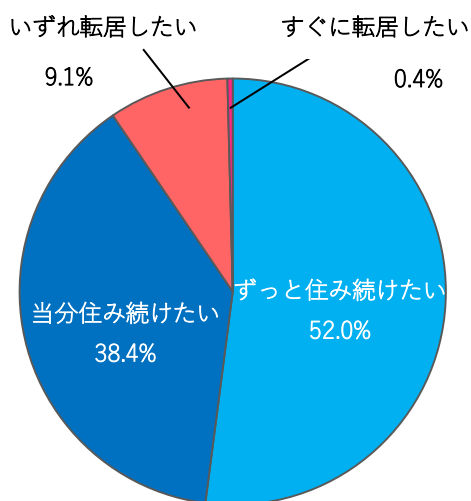
自然環境について「不満」、「とても不満」と回答した人は1割程度で、不満の理由として、「河川や川辺のきれいさ、親しみやすさ」と「市民や企業の環境への配慮」を選んだ人が多くなっています。



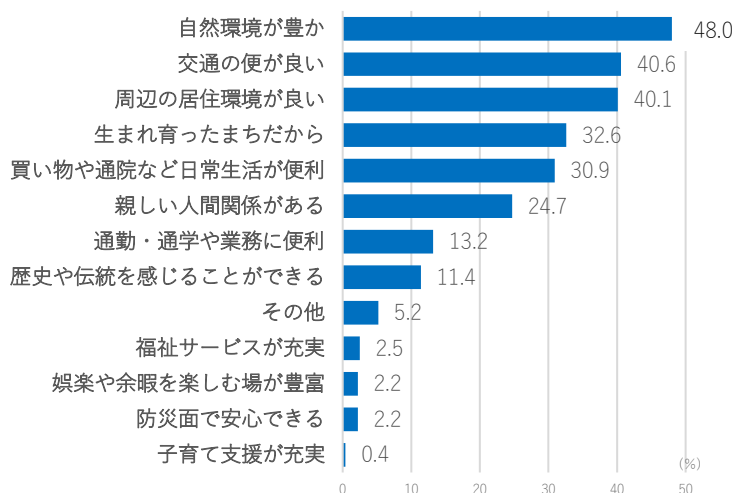
◆今後も小田原市に住み続けたいと思う人の割合とその理由

「今後も小田原市に住み続けたいと思うか」については、約9割が住み続けたいと回答しており、住み続けたい理由として、「自然環境が豊か」が最も多くなっており、「周辺の居住環境が良い」も3番目に多くなっています。

今後も小田原市に住み続けたいですか



小田原市に住み続けたい理由



◆市民の環境配慮行動

市民の環境配慮行動については、「ごみの分別をしっかりとっている」83.0%、「買いすぎや作りすぎをせず、食品ロスを出さないように心掛けている」47.5%のように、ごみの減量化・資源化に向けた行動を行う人の割合が高いことが分かります。

一方で、「自然環境に関するイベントへの参加」、「自然環境に配慮した取組をしている会社や製品を選ぶようにしている」、「再生可能エネルギーを取り入れている」については、1割程度の人しか実施していません。

自然環境にやさしい生活のために行っていること（%）



【市民アンケートのまとめ】

森里川海の豊かな自然環境に恵まれた小田原に住むことで、身の回りの自然環境に満足している人が多く、また、住み続けたい理由としても、自然環境の豊かさを重視している人が多い。

その反面、環境配慮行動については、ごみの分別など決められたこと以外の自主的・能動的な取組など実施している人の割合が低い傾向にあります。

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像

これまでの第1次及び第2次環境基本計画において目指してきた望ましい環境像を引き継ぎ、これまでの課題や現代の社会情勢を踏まえ、本市の将来都市像である「世界が憧れるまち“小田原”」やまちづくりの目標の一つである「豊かな環境の継承」の具現化に向け、第3次環境基本計画における目指す望ましい環境像を、「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」とします。

令和12(2030)年度まで、この環境像を実現するための取組を体系的に進めていきます。

第1次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、
健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）



第2次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原



第3次小田原市環境基本計画の望ましい環境像

森里川海の恵みを未来へ継承する
持続可能な環境共生都市 小田原

〔解説〕

本市は、地域内に森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境を有しており、それらからの恵みを享受することで、すべての人々が幸福に暮らすことができてきました。

これからも将来にわたってすべての人々が幸福に暮らしていくため、豊かな自然環境を確実に次世代に引き継いでいくこと（未来への継承）が、現代を生きる私たちの責務であります。

また、気候変動など激変する地球環境に対処しながら、人々と環境が対峙するのではなく、共に生きていくことが必要です。

脱炭素社会や循環経済など、今後、人々のライフスタイルの変革が大きく求められる時代の中で、将来にわたって、持続可能な環境共生社会の実現を目指していく必要があります。

その際、SDGsの考え方を踏まえ、豊かな環境の継承のための行動を、生活の質の向上、地域経済の好循環に繋げることで、環境・経済・社会のマルチベネフィットを生み出し、人々の幸福につなげるとともに、豊かな環境を持続的に受け継いでいきます。

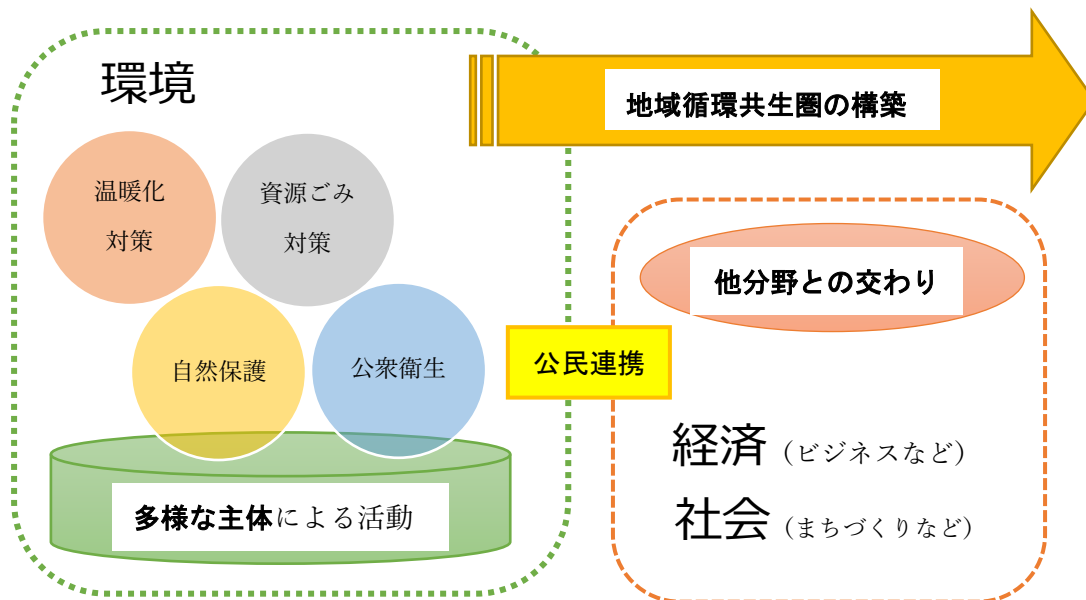
また、すべての主体が持続的に参加できるよう、これまでの我慢による環境行動を超えて、知らず知らずのうちに環境保全に貢献している社会、安心・便利・快適を向上させながら、すべての人々が環境と共生できる社会、我慢を強いられる、または強いられていると感じることのない社会の実現を目指します。

2 取組の方向性

1の望ましい環境像を実現するため、具体的な取組の方向性として、まず、第3次環境基本計画の環境の範囲のうち、分野的な範囲（P.9 第1章（5）参考）に示した4つの各分野（温暖化対策、資源ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生）において、これまでの取組からの今後の課題を解決するとともに、社会情勢に応じた先進的な取組を進めるものとします。

また、これらの分野別の取組を進めるための土台として、多様な主体による環境活動が重要であることから、これまで培ってきた市民力をさらに伸ばし、各分野で多様な主体の活躍を推進していきます。

あわせて、これらの取組が将来にわたって持続可能なものとするため、あらゆる地域資源を有効活用する地域循環共生圏の構築の考え方を取り入れ、環境活動だけではなく、公民連携による、経済活動（ビジネスなど）や社会活動（まちづくりなど）につながる取組となるよう、積極的に他分野と交わりながら進めていきます。



取組の方向性

多様な主体

市民、事業者、団体、行政をはじめ、市内外問わず、関係人口も含めたあらゆる主体を想定しています。

地域循環共生圏の構築 ～「小田原版 地域循環共生圏の構築」～

◆地域循環共生圏とは

国の第五次環境基本計画にて提唱されたもので、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

環境で地方を元気にするとともに、経済や社会的な課題の同時解決に取り組むものです。



地域循環共生圏イメージ図（環境省HPより）

◆小田原版 地域循環共生圏の構築

本市には、森里川海がそろった豊かな自然環境があり、その恩恵によって歴史や文化、地場産業、人々の生活が成り立ち、魅力あるまちが形作られてきました。

そのため、地域内の都市部と郊外の地域資源を補完しあうとともに、首都圏である東京や横浜、川崎などとも近いことから、関係人口となりうる人財も含め、地域外とも有機的に連携する必要があります。

連携する都市としては、首都圏のほか、姉妹都市や他分野で交流のある都市などが考えられます。

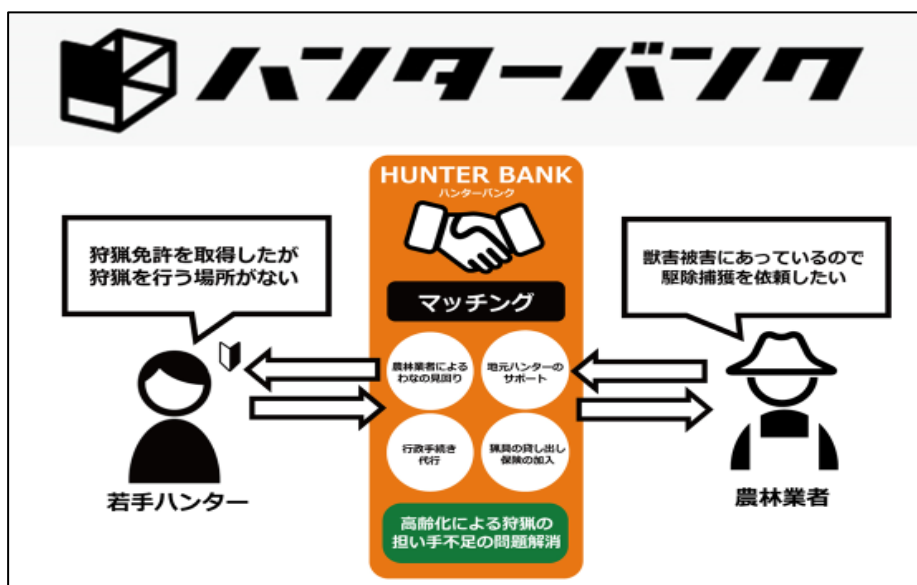
本市における地域課題を、経済性を伴った魅力あるコンテンツに転換する取組や社会性のあるまちづくりに資する取組を増やしていくことで、より多くの人と資金が環境保全に流れ込み、豊かな環境を持続的に受け継いでいけるとともに、地域全体の発展につながります。

このような取組を通じて、本市の地域資源を守り育てるとともに、生かしていくことで、小田原版の地域循環共生圏の構築を目指していきます。

(例) ハンターバンク事業

ハンターバンクは、獣害に困っている市内の農林業者と、獣害対策や狩猟に興味関心があり、活躍の場を探す都会のペーパーハンターをマッチングするサービスで、小田急電鉄株式会社が運営しています。

令和2（2020）年に実証実験を開始し、事業の本格化に伴い、事業協力するため、令和3（2021）年11月に本市と小田急電鉄株式会社が協定（鳥獣被害対策の推進に関する協定書）を締結しています。



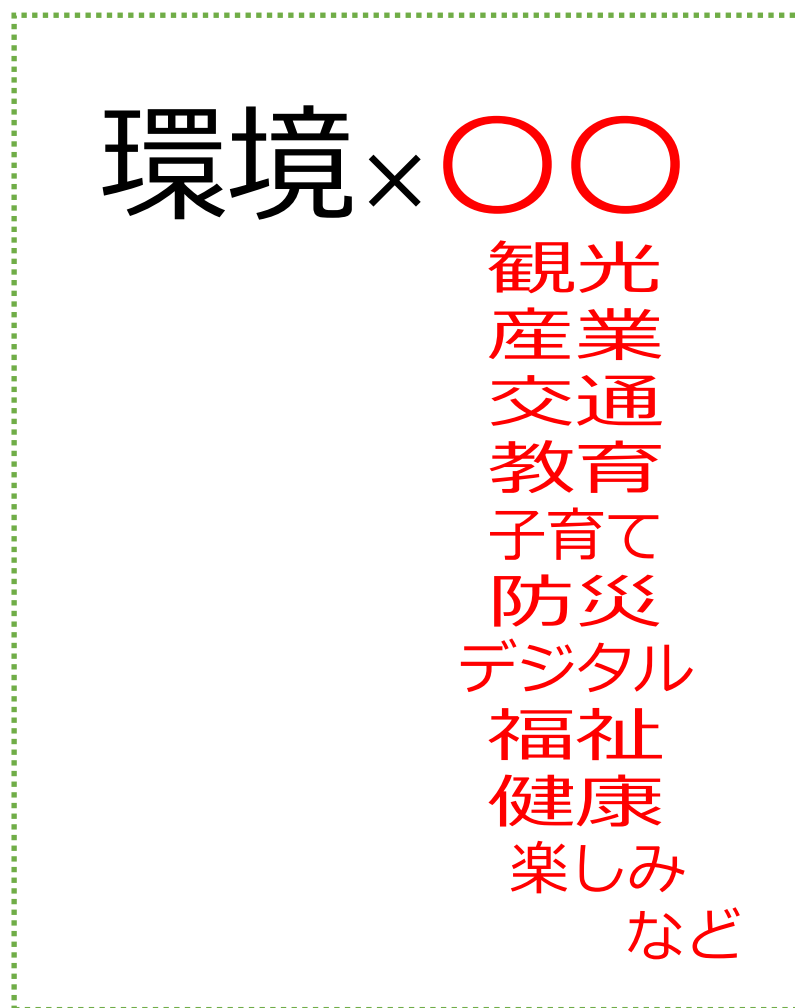
ハンターバンクの仕組み

獣害における担い手不足などの地域課題の解決とともに、狩猟技術の向上や、関係人口の増加による経済価値の創出などが見込まれるもので、小田原版の地域循環共生圏の一つの事例と言えます。

他分野との交わり

環境に関する取組については、今後、経済や社会における、あらゆる分野と積極的に連携することで、各分野においても効果のあるものとする必要があります。

他分野との連携による相乗効果により、環境の取組が、すべての市民にとって身近なものとなり、環境の取組がより持続可能なものとなるよう進めていきます。



他分野との交わり（イメージ）

3 計画の体系

取組の方向性に基づき、望ましい環境像を実現するための取組の体系図は、次のページ（P. 40、41）のとおりです。

〔体系図の説明〕

第3次環境基本計画の望ましい環境像の「森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原」を実現するため、6つの施策に取り組みます。

共通施策として、「施策1 地域循環共生圏の構築」と「施策2 多様な主体の育成・活躍推進」を位置付けています。

分野別施策として、「施策3 脱炭素」「施策4 資源循環」「施策5 自然共生」「施策6 生活環境保全」を位置付けています。

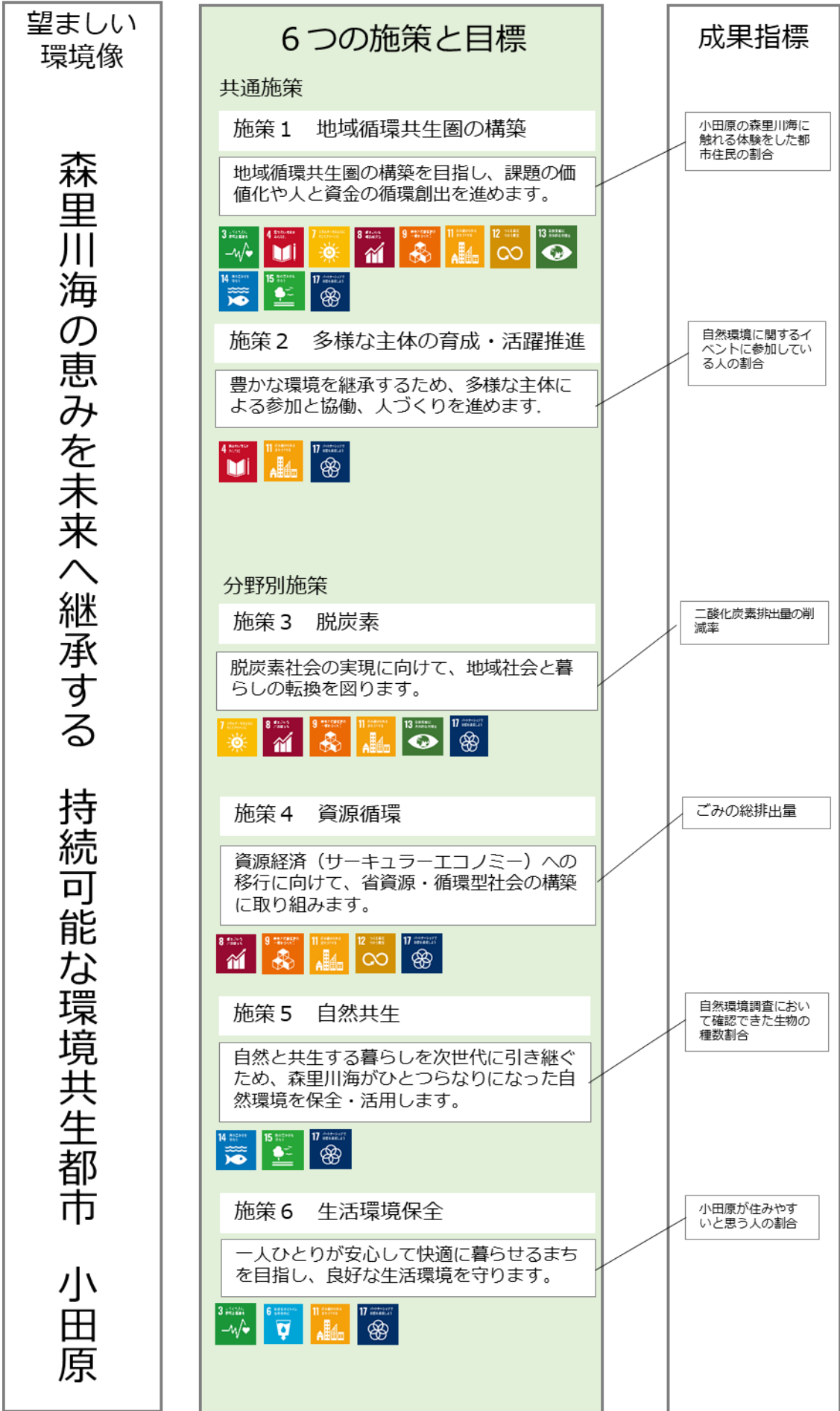
この6つの施策ごとに、目標を掲げ、その達成状況を示す値を成果指標として、計画終了期間である令和12年度までの目標値を示します。

また、6つの施策ごとに取組の柱を示しており、この取組の柱ごとに、主な取組を記載しております。（この主な取組のうち、特に重点的に取組むべきものについては、○印を付しています。）

取組の柱による成果を示す値を詳細指標として、計画の見直しを行う令和6年度までの目標値を示しています。

あわせて、施策ごとに該当するSDGsの17の目標も記載しています。

〔計画の体系図〕





第4章 望ましい環境像を達成するための取組内容

主な取組内容について、6つの施策ごとに「目標」、「成果指標」、「取組の柱」、「詳細指標」、「主な取組（○印は重点的な取組）」を記載します。

あわせて、施策ごとに目標を達成した際に市民からみた9年後の姿を「2030年に目指す姿」として記載します。

その他、施策ごとに該当するSDGsの17の目標、関連する個別計画など記載します。

<共通施策>

1 地域循環共生圏の構築（施策1）

〔目標〕

地域循環共生圏の構築を目指し課題の、価値化や人と資金の循環創出を進めます。



〔2030年に目指す姿〕




小田原の特徴である森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境の恵みである地域資源やその魅力が市内外の人々に伝わっています。市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものに価値を見出し、公民連携による多種多様な体験コンテンツや産品が創出されています。

それにより、多くの方が小田原の森里川海に触れる体験をしています。

〔成果指標〕

小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合（％）		
令和2（2020）年度 8.9％	令和6（2024）年度 16％	令和12（2030）年度 30％
小田原の環境資源について、東京・横浜・川崎の18～69歳の男女を対象にアンケート調査を行い、うち自然体験をした方の割合を算出		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 1-1 環境資源の魅力発信</p> <p>森里川海の恵みによる地域資源（地場産品、体験、人材、自然的景観等）を生かしたコンテンツ創りを進めることとともに、市内外へ効果的な発信をしていきます。</p>													
<p>詳細指標</p>	<p>森里川海ブランドの認定数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和2（2020）年度</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和6（2024）年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10件</td> </tr> </table>	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	—	10件								
	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度											
—	10件												
<p>森里川海の恵みによる地域資源を生かした（仮称）森里川海ブランドの認定数</p>													
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、農業、林業、漁業、広報等との連携 ・地域資源を生かしたコンテンツ創出 <p>○森里川海ブランドの確立</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">主な取組</th> <th style="width: 25%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">令和5年度</th> <th style="width: 35%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他分野との連携（PRなど）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td>森里川海ブランドの確立</td> <td style="text-align: center;">調査・検討</td> <td style="text-align: center;">調整・実施</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	他分野との連携（PRなど）				森里川海ブランドの確立	調査・検討	調整・実施	実施
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度									
他分野との連携（PRなど）													
森里川海ブランドの確立	調査・検討	調整・実施	実施										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: top;">(写真)</td> <td style="width: 50%; height: 100px; vertical-align: top;">(写真)</td> </tr> </table>	(写真)	(写真)											
(写真)	(写真)												

取組の柱 1-2 先導的事業の推進

荒廃竹林や獣害などの環境課題の解決に向け、民主導の公民連携のもと、市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みの構築を目指します。また、環境の各分野や他分野など、分野横断的な取組をすることで、地域循環共生圏の構築に向けたモデル事業を実施していきます。

詳細指標	地域循環共生圏の構築に向けた取組数（件）			
	令和2（2020）年度 —	令和6（2024）年度 5件		
	環境課題の解決と新たな価値の創出を同時に実施する取組の数			
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏の構築に向けた検討や事業実施 ・環境課題への対応（荒廃竹林解消、獣害対策） <p>○環境保全に係るプラットフォーム機能の強化</p>			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>公民連携による環境課題への対応</p> <p>環境保全に係るプラットフォーム機能の強化</p>	<p>環境課題（竹林・鳥獣）対応</p> <p>おだわら環境志民ネットワークの自立化支援</p> <p>おだわら環境志民ネットワークの自立的運営</p>		
(写真)				

2 多様な主体の育成・活躍推進（施策2）



〔目標〕

豊かな環境を継承するため、多様な主体（市民、企業、市民団体のほか、市外の住民、企業、市民団体など）による参加と協働、人づくりを進めます。

〔2030年に目指す姿〕

多くの市民が、環境学習や環境保全活動といった様々な場面で活用されている小田原の豊かな自然環境に愛着と誇りを持ち、いつまでも守り引き継いでいきたいと思っています。

環境について日頃から話題となっており、環境に関わる行動を起こそうとするとき、身近に相談したり参加したりできる場所があり、誰でも気軽に参加することができるようになっています。

森里川海の多様な自然空間が有効に活用され、子どもたちがより多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ています。

〔成果指標〕

自然環境に関するイベントに参加している人の割合（％）		
令和3（2021）年度 12.6％	令和6（2024）年度 16.8％	令和12（2030）年度 25.2％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 2-1 環境学習・環境活動の推進</p> <p>市民の環境意識の向上を目指した環境学習などの取組をさまざまな機会を捉えて推進するとともに、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。</p>				
<p>詳細指標</p>	<p>環境学習実施件数（件）</p>			
	<p>令和2（2020）年度</p> <p>8件</p>	<p>令和6（2024）年度</p> <p>20件</p>		
	<p>市で実施している環境学習や講座の実施件数を把握</p>			
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<p>○市民による環境学習・活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境団体等への活動支援 ・情報提供や共有 ・森林環境教育・木育 			
	<p>主な取組</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>市民による環境学習・活動推進</p>	<p>企画、実施（夏休み環境講座、動画教材の活用など）、おだわら市民学校との連携、市民による自然環境会等自然環境モニタリング調査への支援</p>		
	<p>環境団体等への活動支援</p>	<p>おだわら環境志民ネットワークによる環境団体等への活動支援事業の実施</p> <p>おだわら環境志民ネットワークによる相談、啓発（学習）事業の実施</p>		
<p>(写真)</p>				

<分野別施策>

3 脱炭素（施策3）



◆個別計画 小田原市地球温暖化対策推進計画・小田原市エネルギー計画

〔目標〕

脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図ります。

〔2030年に目指す姿〕

二酸化炭素を排出しない電気を自ら作り使うことが当たり前になることで、電気の大切さが理解され、電気は再生可能エネルギー由来のものを使用することが一般的になっています。

省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え、日常生活で取り組む省エネルギーの行動がいつのまにか地域の経済に貢献をしたり、環境に配慮した行動を心掛けたりする生活が当たり前に送られ、環境に配慮した取組が豊かな生活につながるまちづくりが進んでいます。

各家庭に太陽光発電設備と蓄電池が設置されはじめ、家や建物の新築やリフォーム時にはそれらの設置を検討することが自然にできています。

外出時の移動手段には、電気自動車のカーシェアリングが利用され、街なかでよく見かけられるようになっていきます。

気候変動による災害の発生や気温の上昇に備え、普段から防災対策や熱中症予防などに取り組んでいます。

〔成果指標〕

二酸化炭素排出量の削減率（％）		
平成 30（2018）年度 17.5％	令和 6（2024）年度 28.3％	令和 12（2030）年度 50％
環境省公表データによる（平成 25（2013）年度比）		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 3-1 地球温暖化対策の推進</p> <p>脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の緩和に資する設備導入支援や再生可能エネルギー電力利用の普及、省エネの促進、ごみの排出量削減などを推進するとともに、暮らしの中に脱炭素行動を取り入れられるよう促していくことで、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。また、市役所自らが率先して、脱炭素化の取組を進めます。あわせて、洪水や土砂災害、熱中症への対応や農林水産業への影響など、地球温暖化への適応に関する情報把握や普及啓発を図ります。</p>				
<p>詳細指標</p>	<p>電気自動車普及台数（台）</p>			
	<p>令和2（2020）年度</p> <p>291 台</p>	<p>令和6（2024）年度</p> <p>1,000 台</p>		
	<p>県及び市の自動車登録台数データより、本市に登録されている電気自動車の台数を把握</p>			
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定及び推進 ・地球温暖化対策に資する設備導入に対する支援 ○市民や事業者等における地球温暖化対策の促進 ・環境配慮契約の推進・普及 			
	<p>主な取組</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画の策定、推進</p>	<p>改正法に基づく計画策定（施策目標、地域脱炭素化促進事業、気候変動適応法による適応策など）</p> <p>新計画による事業実施・進捗管理</p> <p>見直し</p>		
<p>地球温暖化対策に資する設備投入に対する支援</p>	<p>地域脱炭素化促進区域の指定・地域脱炭素化促進事業の認定など</p> <p>制度設計</p> <p>設備導入に係る補助金等の実施</p>			
<p>(写真)</p>				

取組の柱 3-2 エネルギーの地域自給の推進

エネルギーの地域自給に向けて、国・県の施策とも連携しながら再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、地域のエネルギーを地域で効果的に活用する取組を公民連携により推進します。また、公共施設の新設や大規模改修時には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化などの環境に配慮した整備を進めます。

詳細指標	市内の再生可能エネルギー導入量 (kw)			
	令和2 (2020) 年度 34,000kW	令和6 (2024) 年度 67,000kW		
	経済産業省資源エネルギー庁公表データから把握			
主な取組 ○重点的な取組	<p>○再生可能エネルギー設備導入に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域マイクログリッドを通じた先進技術の実装 ・産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の実施 ・公共施設への環境に配慮した整備の検討 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	<p>再生可能エネルギー設備導入に対する支援</p> <p>公共施設への環境に配慮した整備の検討</p>	<p>再生可能エネルギー事業奨励金の交付や 市民参加型再生可能エネルギー事業の認定と奨励金の交付</p> <p>太陽光発電設備の設置などに向けた検討・導入</p> <p>公用車の電動化に向けた検討・導入</p>		
(写真)				

4 資源循環（施策4）



- ◆個別計画 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画
- ◆関連計画 小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画
- ◆関連計画 小田原市環境事業センターごみ焼却施設長寿命化計画書

〔目標〕

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、省資源・循環型社会の構築に取り組みます。

〔2030年に目指す姿〕

ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持ち、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、行動に移しています。日常生活のあらゆる場面で、食品ロスやプラスチックごみの排出を減らすことを心掛け、どうしても出てしまう紙類やペットボトルなどのごみは、適正な分別を実施しリサイクルに貢献しています。

二酸化炭素の排出量を抑え、資源が無駄なく循環する仕組みの整備が進んでいます。

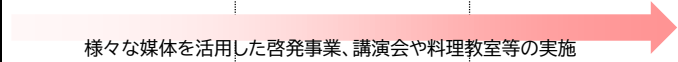
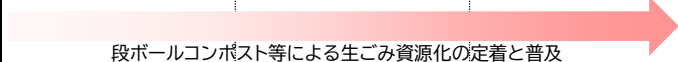
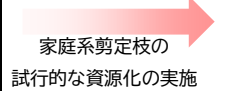
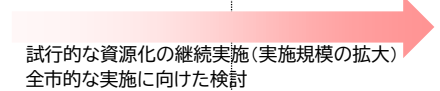
〔成果指標〕

ごみの総排出量（t）		
令和2（2020）年度 66,861 t	令和6（2024）年度 65,197 t	令和11（2029）年度 61,336 t
市事業実績により、家庭ごみ・事業ごみ全体の排出量（資源物含む）を把握（なお、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の指標に合わせ、令和11（2029）年度の目標数値を採用している。）		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

取組の柱 4-1 ごみの減量化・資源化の推進

省資源・循環型社会の構築を目指し、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進するとともに、さらなるごみの分別徹底や分別品目の拡大などを進め資源化を推進します。

詳細指標	家庭における1人1日当たり燃せるごみ排出量 (g)			
	令和2 (2020) 年度 515g	令和6 (2024) 年度 484g		
	市事業実績により、家庭における燃せるごみの総量を人口及び日数で除して算出			
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロスの削減 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの資源化 ・剪定枝の資源化 ○プラスチックごみの削減や資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・紙布類の分別徹底 ・焼却灰等の適正処理や資源化 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	食品ロスの削減			
	生ごみの資源化			
剪定枝の資源化				
(写真)				

取組の柱 4-2 ごみの適正処理

さらなる循環型社会の形成に向け、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応した、収集運搬業務執行体制の改善を図ります。また、廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行うとともに新たな廃棄物処理施設のあり方について検討します。

詳細指標	資源化率 (%)	
	令和2 (2020) 年度 24.3%	令和6 (2024) 年度 24.9%
	市事業実績により、ごみの総排出量に対する資源化量の割合を算出	

主な取組 ○重点的な取組	○ごみ収集・運搬業務執行体制の改善			
	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみの収集受付のデジタル化検討 ・焼却施設の管理運営や修繕、今後のあり方検討 ・リサイクル施設などの管理運営、修繕 ・埋立処分場の管理運営 ・小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の運営費補助を通じた新たな廃棄物処理施設の検討 			
	主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ収集・運搬業務執行体制の改善	調査研究・検討	新たな業務執行体制に向けた検討	新たな業務執行体制による収集運搬の開始	
大型ごみ収集受付等のデジタル化検討	システム導入等の検討	運用開始		
焼却施設等の管理運営及び修繕	施設(焼却施設・リサイクル施設・埋立処分場)の管理運営、焼却炉ほかの修繕工事			
(写真)				

5 自然共生（施策5）



- ◆関連計画 小田原市鳥獣被害防止計画
- ◆関連計画 おだわら森林ビジョン
- ◆関連計画 小田原市森林整備計画

〔目標〕

自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつらなりになった自然環境を保全・活用します。

〔2030年に目指す姿〕

「森」の環境では、様々な樹木が育つとともに、多様な生物を育む場所として維持管理されることで森林内に適度な光が差し込み、緑が生い茂っています。

地域団体のさまざまな活動や学習のフィールドが継続して存在し、市民が里山について知ることができるようになっています。

「里」の環境では、ニホンザルによる生活被害は軽減され、また、イノシシ等の大型鳥獣の出没も減少し、平穏な生活が送られています。メダカ保護区は、市民団体により清掃が実施され、生息環境が保全されています。

「川」の環境では、酒匂川は良質な水で地域の産業を支え、私たちの食に恵みを与えてくれる欠かすことのできない存在であり、きれいに澄んだ水流には、ハヤやドジョウ、テナガエビなど様々な生き物が生息し、子どもたちは水遊びにいそしんでいます。

「海」の環境では、森や川から適切に栄養が運ばれ、小田原近海が豊かで、漁業が引き続き成り立つ環境が保たれています。

各種環境基準に適合することにより、森里川海が良好な状態を保ち、子どもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に触れ合っており、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

【成果指標】

自然環境調査において確認できた生物の種数割合（％）		
令和元（2019）年度 100％	令和6（2024）年度 100％	令和12（2030）年度 100％
平成29（2017）年から令和元（2019）年まで市で実施した自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する。		

〔取組の柱、詳細指標、主な取組〕

<p>取組の柱 5-1 生態系の維持保全</p> <p>生き物たちの豊かな個性とつながりである生物多様性の保全に留意しながら、希少な動植物を守り育てる活動を進めるほか、市民の安全安心な生活のために、民間団体や狩猟者などと連携しながら有害鳥獣の追い払いや捕獲を進めます。</p>				
<p>詳細指標</p>	<p>農作物の鳥獣被害額（千円）</p>			
	<p>令和2（2020）年度</p> <p>13,330千円</p>	<p>令和6（2024）年度</p> <p>減少</p>		
	<p>市の調査報告に基づく神奈川県公表データから把握</p>			
<p>主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境モニタリング調査等の実施 ○ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策 ・メダカやコアジサシの保護や啓発活動 			
	<p>主な取組</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策</p>			
<p>(写真)</p>				

取組の柱 5-2 森里川海の保全・活用

森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境を生かした地域循環共生圏の構築を目指します。

暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりの中で多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

森林の有する水源かん養などの公益的機能を発揮するため、間伐や枝打ちなどの森林整備を計画的に実施し、より公益性の高い多種多様な森林の育成を図るとともに、さまざまな生物が生息することのできる広葉樹を主体とした森林の再生を促します。また、市民が身近に親しめる自然空間や、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。

酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進め、水質の保全や環境維持向上に努めます。また、治水や水質の安全性を保ちつつ、市民の憩いの場として水辺を親しめる多自然水路を整備・保全します。

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から小田原漁港・漁場の整備を進めます。

詳細指標	〔森〕 小田原市森林整備面積 (ha)	
	令和2 (2020) 年度 28ha	令和6 (2024) 年度 28ha
	市事業実績による	
	〔里〕 耕作放棄地面積とその解消面積 (ha)	
	令和2 (2020) 年度 178ha・5.7ha	令和6 (2024) 年度 176ha・7.7ha
	市事業実績による	
	〔川〕 酒匂川水系保全協議会実施イベント参加者数 (人)	
	令和2 (2020) 年度 88人	令和6 (2024) 年度 330人
	酒匂川水系保全協議会事業実績による	

	〔海〕 小田原漁港の水揚げ量（t）																								
	令和2（2020）年度 2,816 t	令和6（2024）年度 2,895 t																							
	市事業実績による あわせて、小田原近海（二宮、真鶴含）に設置されている定置網でとれた魚の量及び魚の種類を把握																								
<p style="text-align: center;">主な取組</p> <p>○重点的な取組</p>	<p>○おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原産木材の活用（学校木の空間づくり事業） ・地域水源林の整備 ・里山づくり推進事業費の補助 <p>○農業振興地域の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道・用排水路整備・維持管理 ・農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援 ・耕作放棄地の予防対策 <p>○酒匂川水系のフィールド体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒匂川水系の生物相調査 ・河川の水質・動植物調査 ・多自然水路の整備・保全 ・小田原漁港の整備促進 <p>○稚魚・稚貝の放流支援・藻場礁設置支援</p>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な取組</th> <th style="width: 25%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">令和5年度</th> <th style="width: 30%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">おだわら森林ビジョン、森林整備計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">森林整備計画による事業実施・進捗管理</td> </tr> <tr> <td>地域水源林の整備</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">木材搬出方法の設定等の見直し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">酒匂川水系のフィールド体験</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">アユの放流体験事業・自然体験教室の実施</td> </tr> </tbody> </table>				主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備	おだわら森林ビジョン、森林整備計画			森林整備計画による事業実施・進捗管理			地域水源林の整備	木材搬出方法の設定等の見直し			酒匂川水系のフィールド体験	フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施			アユの放流体験事業・自然体験教室の実施	
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備	おだわら森林ビジョン、森林整備計画																								
	森林整備計画による事業実施・進捗管理																								
地域水源林の整備	木材搬出方法の設定等の見直し																								
酒匂川水系のフィールド体験	フィールドワーク事業・環境保全講演会の実施																								
	アユの放流体験事業・自然体験教室の実施																								

6 生活環境保全（施策6）



- ◆関連計画 小田原市斎場整備基本プラン
- ◆関連計画 小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画
- ◆関連計画 小田原市緑の基本計画

〔目標〕

一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。

〔2030年に目指す姿〕

まちなかにおける街路樹の整備などにより、緑豊かな環境が生み出されています。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理に地域と連携した取組が行われています。

歴史的建造物を核とした街なみと良好な住環境が保たれています。

一人ひとりの環境美化意識が一層高まり、道路など公共の場がきれいな状態に保たれ、快適な生活が送られるとともに来訪者にとっても気持ちの良いまちになっています。

し尿、浄化槽汚泥等について、適正な処理を行い、生活環境が良好に保たれています。

〔成果指標〕

小田原が住みやすいと思う人の割合（％）		
令和3（2021）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
95.8％	95.8％	95.8％
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		

取組の柱 6-1 快適な街の維持保全




まちなかにおける民有地や公共空間の緑化などを推進するとともに、街路樹の再整備や改善によるみどりの創出や質の向上を図ることで、持続可能な緑化を推進します。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理を、市民や企業などと協働で取り組むとともに、公園の多面的な機能をより高め、発揮するために、地域の実情に応じた取組を推進します。

優れた景観への誘導を促進し、歴史的建造物を核とした街なみを形成することを目的に、回遊性の向上、良好な居住環境創出のため、景観計画重点区域の拡充や、市民による自主的な景観形成の支援などに取り組みます。また、地域が主体となって、地域の資産を活用したまちづくりを推進する体制の確立を支援します。

詳細指標	再整備した街区公園数（公園）														
	令和2（2020年度） 0公園	令和6（2024）年度 2公園													
	市事業実績による														
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地や公共空間の緑化支援 ○ 街区公園・街路樹の再整備 ・ 公園等の適切な維持管理 ・ 保存樹・保存樹奨励金の交付や標識設置 ・ 景観計画重点区域の拡充 ・ 景観形成修景費の補助 ・ まちなか再生支援事業による地区のまちづくり協議会の活動支援 ・ 街づくりアドバイザーの派遣 														
○ 重点的な取組	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">主な取組</th> <th style="width: 25%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">令和5年度</th> <th style="width: 25%;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園の再整備</td> <td>計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>計画 (3公園め、2025年に工事予定)</td> </tr> <tr> <td>街路樹の再整備</td> <td>街路樹診断調査・計画</td> <td>計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)</td> <td>樹木の植替え</td> </tr> </tbody> </table>			主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度	街区公園の再整備	計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)	→	計画 (3公園め、2025年に工事予定)	街路樹の再整備	街路樹診断調査・計画	計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)	樹木の植替え
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
街区公園の再整備	計画・工事・効果検証 (1公園め、整備完了)	→	計画 (3公園め、2025年に工事予定)												
街路樹の再整備	街路樹診断調査・計画	計画・工事・効果検証 (2公園め、整備完了)	樹木の植替え												

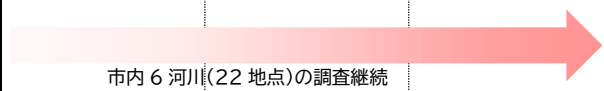
取組の柱 6-2 美化の推進と衛生環境の保持

市民の環境美化意識をさらに高め、ごみの投棄や落書きなどのないきれいなまちづくりを進めるとともに、害虫駆除やし尿処理などの公衆衛生環境の保持に努めます。また、犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施し、糞尿被害の減少に取り組むとともに市民のニーズに適切に対応した斎場を運営します。

詳細指標	美化清掃実施回数（回）		
	令和2（2020）年度 276回	令和6（2024）年度 500回	
	市事業実績による		
主な取組 ○重点的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布 ○環境美化推進員の育成 ・ 環境美化促進重点区域の喫煙所の管理 ・ 害虫駆除やし尿などの収集 ・ 犬・猫飼い方マナーの周知や野良猫の去勢・赴任手術費補助金の交付 ・ 斎場の管理運営 ・ 扇町クリーンセンターの管理運営・長寿命化 		
	主な取組	令和4年度	令和5年度
ボランティア清掃をする方へのごみ袋の配布	ボランティア清掃に係る普及啓発 		
環境美化推進員の育成	環境美化推進員研修の実施 		
犬・猫飼い方マナーの周知	犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与 		
(写真)			

取組の柱 6-3 公害対策

人間が豊かな自然環境を享受するため水質など環境保全に関する調査や監視を行います。

詳細指標	主要河川の水質調査		
	主要河川のBODの環境基準適合率（％）		
	令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	
	100％	100％	
	市事業実績による		
	生活環境に対する苦情件数（件）		
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度		
58件	減少		
市事業実績による			
主な取組	○河川・地下水等の水質調査		
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音調査等の環境調査 ・環境や水質保全のための事業者への立入調査 		
	○重点的な取組		
主な取組	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川の水質調査	 市内6河川(22地点)の調査継続		
<div style="border: 1px dashed gray; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (写真) </div>			

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

【公民連携】

市民・事業者・団体・行政は、小田原の自然環境から恵みを受けて生活し、活動していると同時に、環境に負荷を与える存在でもあります。また、昨今、地域が抱える課題は高度化・複雑化し、ひとつの分野や主体だけでは課題解決を図ることが難しくなりつつあります。

そのため、市民・事業者・団体の「民」の力と行政とが積極的に関わり合い、相互にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、環境の保全・活用に取り組む体制を築いておくことが重要です。

これまで培ってきた環境分野の取組におけるパートナーである、環境活動団体や企業、個人で組織された環境保全に係るプラットフォーム組織「おだわら環境志民ネットワーク」、市民や企業との協働組織で、環境・エネルギー分野における取組の普及啓発等を行う「おだわらスマートシティプロジェクト」、環境ボランティア団体の連携組織である「小田原市環境ボランティア協会」、生ごみ堆肥化を推進する市民組織「小田原生（いき）ごみクラブ」といった既存の連携体制を持続・発展させていくとともに、持続可能なまちづくりに向けて、多種多様な分野におけるパートナーとの連携・協力を柔軟に図っていく必要があります。

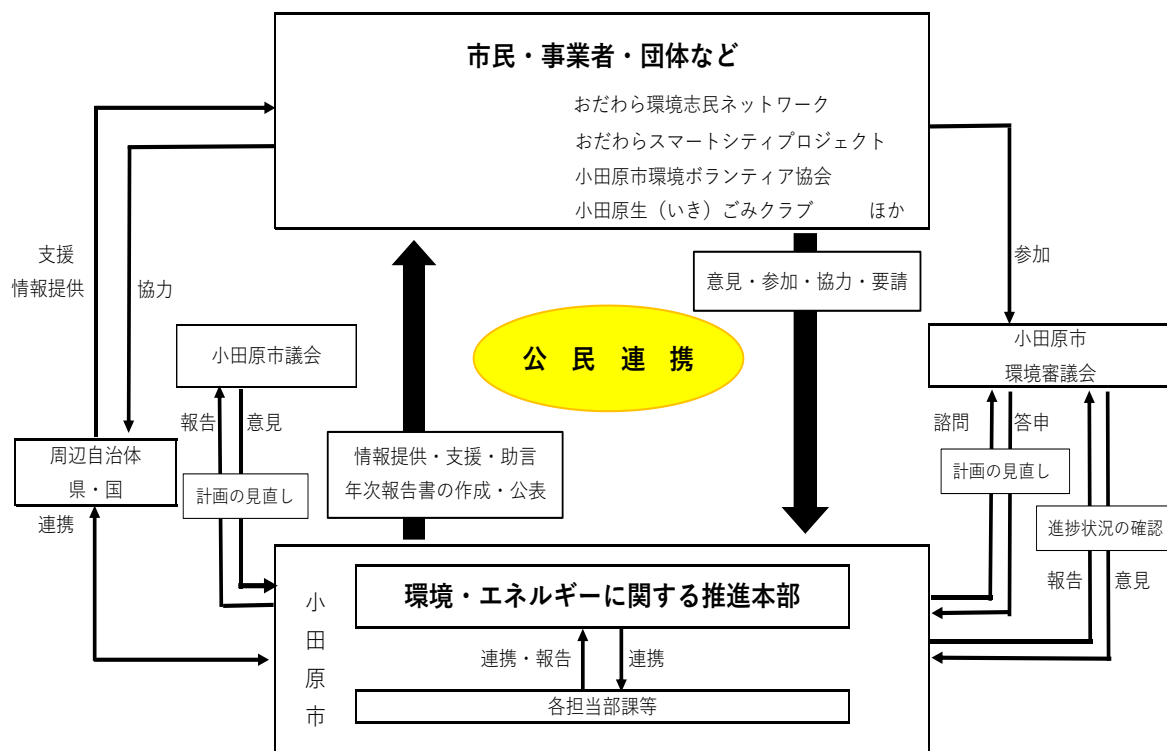
【行政における推進体制の整備】

新たな課題の解決に能動的に対応するため、行政の各部署が一丸となって第3次環境基本計画の推進に取り組む必要があります。

そこで、小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を引き継ぎ、新たに環境・エネルギーに関する推進本部を設置・運営し、関係各課などの意見を聴取して、庁内の合意形成を図りながら、庁内連携によって環境基本計画を推進します。

また、大気汚染など広域的な課題に対しては国、県、近隣自治体との連携を強化し、積極的な対応を図っていきます。

〔第3次環境基本計画の実施体制〕



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、3年に1度、指標の達成状況等を管理するための評価を行い、計画の見直しを行います。

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 小田原市環境審議会委員
- 3 小田原市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 小田原市環境基本計画の策定について（答申）
- 5 市民意見（パブリックコメント）の概要
- 6 環境行政のあゆみ（条例、計画等の変遷）
- 7 環境保全に関する諸条例
- 8 環境行政に係る個別・関連計画一覧
- 9 主な取組における事業一覧
- 10 用語集

< 略 >